

枚方市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月6日

枚方市

| | |
|------|------|
| 監査委員 | 勝山武彦 |
| 監査委員 | 久野邦広 |
| 監査委員 | 前田富枝 |
| 監査委員 | 榊田義則 |

記

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市長 竹内 脩

平成25年1月8日付け財資第582号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

平成25年1月10日

3. 監査の結果に関する報告

平成24年12月28日付け枚監査第184号

「定期監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

(1) 対象部局名及び要望事項

《財務部資産税課》

○証明業務について

現金收受を伴う業務については、リスク管理の観点から比較的少額の現金收受であっても、職務の分離等を明確に行うよう要望する。

(2) 措置内容

1. 現金收受におけるリスク管理について

証明発行受付とレジの担当を各々別の職員が行うようレジの当番表を

作成し運用を開始した。今後とも、厳密にその当番表に沿った運用を続けていくことで現金収受に係るリスクの低減に努める。

2. 現金管理における職務の分離について

入金処理と証明発行記録の入力業務を各々別の職員が行うように改めた。今後とも、職務の分離を徹底することで現金管理に係るリスクの低減に努める。